

高砂市中小零細事業所従業員等定期健康診断推進助成要綱

(昭和60年4月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、中小零細事業所における事業主及び従業員と大工左官等の労働者（以下「従業員等」という。）の定期健康診断受診率が極めて低位の状態に置かれていることに鑑み、当分の間、従業員等の定期健康診断に要する経費の一部を助成することにより、従業員等の健康管理に関する意識の高揚を図り、従業員等の定期健康診断の実施を推進し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 この要綱による助成の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に店舗、工場又は事務所を有する者で、常時使用する従業員等の数が50人未満の中小零細事業所で組織された団体
- (2) 市内に働く大工・左官等の労働者で組織された団体

(定期健康診断の内容)

第3条 この要綱による健康診断の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 問診 (A・B検診) (8) 貧血検査 (B検診)
- (2) 身体測定 (A・B検診) (9) 肝機能検査 (B検診)
- (3) 胸部X線検査 (A・B検診) (10) 血中脂質検査 (B検診)
- (4) 血圧測定 (A・B検診) (11) 心電図 (B検診)
- (5) 尿検査 (A・B検診) (12) HDLコレステロール (B検診)
- (6) 聴力 (A検診) (13) 血糖検査 (B検診)
- (7) 聴力 (オーディオ測定) (B検診)

(助成の額)

第4条 この要綱による助成の額は、前条に規定する定期健康診断の受診者1人につきA検診150円、B検診300円とする。

(助成の方法)

第5条 この要綱による助成金の交付については、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）の規定を準用する。

(補則)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

平成元年11月1日一部改正

平成3年10月1日一部改正

平成5年10月1日一部改正

平成11年1月1日一部改正

平成11年10月1日一部改正

平成14年7月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正